

教育職員免許状の取得のための履修について

○教育職員となるためには、教育職員免許法に定められている所要資格を得て、教員免許状を取得しなければなりません。

1. 人文社会科学部人文社会科学科で取得可能な免許状の種類及び免許教科

(表 1)

免許状の種類	教科
中学校教諭一種免許状	国語，社会，英語
高等学校教諭一種免許状	国語，地理歴史，公民，英語

2. 単位の履修方法

1) 免許状を得るための資格及び修得単位数（教育職員免許法第5条関係）

(表 2 - 1)

免許状の種類	所要資格 基礎資格	大学において修得することを必要とする最低修得単位数		
		教科及び教科の指導法に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目
中学校教諭一種免許状	学士の学位を有すること。	28	31 (27)	(4)
高等学校教諭一種免許状		24	27 (23)	8 (12)

注) 括弧内の数字は、教育職員免許法における最低修得単位数です。

また、表 2 - 1 に掲げる科目の他に次の単位を修得していなければなりません。（教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目）

(表 2 - 2)

免許法施行規則に定める科目	左記に該当する本学授業科目	必要単位数
日 本 国 憲 法	基盤共通教育科目「日本国憲法」	2
体 育	基盤共通教育科目の「健康・スポーツ科学」及び「スポーツ実技」、又は「スポーツセミナー」 （「健康・スポーツ科学」のみ、「スポーツ実技」のみでは要件を満たしません。）	2
外国語コミュニケーション	基盤共通教育科目の「英語 1（コミュニケーション英語）」	2
情 報 機 器 の 操 作	基盤共通教育科目の「情報処理」	2

2) 表 2 - 1 における「教科及び教科の指導法に関する科目」及び「大学が独自に設定する科目」の単位数には、各免許教科に応じて次に示す科目と単位数が含まれていなければなりません。（教育職員免許法施行規則第3条，第4条）

(表 2 - 3)

免許科目	教科及び教科の指導法に関する科目	教科及び教科の指導法に関する科目 最低修得単位数		大学が独自に設定する科目 最低修得単位数	
国語	国語学（音声言語学及び文章表現に関するものを含む。）	1 以上	中学 計28	教科及び教科の指導法に関する科目で中学は28、高校は24をこえて修得した科目の単位	計 中学は4以上 高校は12以上
	国文学（国文学史を含む。）	1 以上	以上		
	漢文学	1 以上	高校 計24	教育の基礎的理解に関する科目等で中学は27、高校は23をこえて修得した科目の単位	
	※書道（書写を中心とする。）	1 以上	以上		

※「書道」は高等学校一種免許状を取得するのに必要な単位数には含まれません。

免許科目	教科及び教科の指導法に関する科目	教科及び教科の指導法に関する科目 最低修得単位数	大学が独自に設定する科目 最低修得単位数		
社 会	日本史・外国史	1 以上	計 28 以上	教科及び教科の指導法に関する科目で28をこえて修得した科目の単位	計 中学は4以上
	地理学（地誌を含む。）	1 以上		教育の基礎的理解に関する科目等で27をこえて修得した科目の単位	
	「法律学，政治学」	1 以上			
	「社会学，経済学」	1 以上			
	「哲学，倫理学，宗教学」	1 以上			
地理 歴史	日本史	1 以上	計 24 以上	教科及び教科の指導法に関する科目で24をこえて修得した科目の単位	計 高校は12以上
	外国史	1 以上		教育の基礎的理解に関する科目等で23をこえて修得した科目の単位	
	人文地理学・自然地理学	1 以上			
	地誌	1 以上			
公 民	「法律学（国際法を含む。），政治学（国際政治を含む。）」	1 以上	計 24 以上	教科及び教科の指導法に関する科目で24をこえて修得した科目の単位	計 高校は12以上
	「社会学，経済学（国際経済を含む。）」	1 以上		教育の基礎的理解に関する科目等で23をこえて修得した科目の単位	
	「哲学，倫理学，宗教学，心理学」	1 以上			
英 語	英語学	1 以上	中学 計28 以上 高校 計24 以上	教科及び教科の指導法に関する科目で中学は28，高校は24をこえて修得した科目の単位	計 中学は4以上 高校は12以上
	英語文学	1 以上		教育の基礎的理解に関する科目等で中学は27，高校は23をこえて修得した科目の単位	
	英語コミュニケーション	1 以上			
	異文化理解	1 以上			

注 1) 「教科及び教科の指導法に関する科目」及び「大学が独自に設定する科目」は、表3に指定されている科目から修得しなければなりません。

2) () に“含む”とあるものは、当該授業科目の単位に含めなければなりません。

3) “及び”とあるものは、両方の単位を含めて修得単位数を満たさなければなりません。

4) 「 」があるものは、「 」内のいずれかで修得単位数を満たすことができます。

3. 教育臨床体験（介護等体験）について

1) 小学校及び中学校の普通免許状を取得するためには、教育臨床体験（介護等体験）を要件とします。

※文部科学省令により、「介護等の体験を要しない者」と認められる場合は、この限りではありません。

2) 教育臨床体験（介護等体験）とは、18歳に達した後、7日間を下らない範囲で、盲学校、聾学校若しくは養護学校及び社会福祉施設その他の施設で行われる介護等の体験を指します。

（小学校及び中学校教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律第2条）

詳細については、その都度掲示等で周知するので、見落としのないようにしてください。

3) 教育臨床体験（介護等体験）（7日間）を終了した場合は、「教育臨床体験（介護等体験）」として2単位を修得できます。ただし、教員免許状取得のための「教科及び教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目等」又は「大学が独自に設定する科目」の単位数及び卒業単位には算入しません。

4. 「教科及び教科の指導法に関する科目」の授業科目表

(表 3 - 1)

免許 科目	教科及び教科 の指導法に関 する科目	授業科目	中学 一種	高校 一種
国 語	国語学	○日本語学概論, ○日本語文法概論, 日本語学特殊講義 a, 日本語学特殊講義 b, 日本語文法特殊講義 a, 日本語文法特殊講義 b, 日本語学演習 a	1以上	1以上
	国文学	○日本古典文学概論, ○日本近代文学概論, 日本古代中世文学特殊講義 a, 日本古代中世文学特殊講義 b, 日本近世文学特殊講義 a, 日本近世文学特殊講義 b, 日本近現代文学特殊講義 a, 日本近現代文学特殊講義 b, 日本古代中世文学演習, 日本近現代文学演習, 日欧比較文学特殊講義 a	1以上	1以上
	漢文学	○中国文学概論, 中国文学特殊講義 b, 中国文学文化演習, 中国古典文化概論	1以上	1以上
	書道	○書道	1以上	
社 会 ・ 地 理 歴 史 ・ 公 民	日本史	○日本中近世史概論, ○日本古代史概論, ○日本近代史概論, 日本中近世史特殊講義 a, 日本古代史特殊講義 a, 日本近代史特殊講義 a, 日本中近世史演習, 日本古代史演習, 日本近代史演習	1以上	1以上 (地歴)
	外国史	○東アジア史概論, ○ヨーロッパ史概論, 内陸アジア史概論, 東アジア史特殊講義 a, ヨーロッパ史特殊講義 a, 内陸アジア史特殊講義 a, アジア史演習 a, ヨーロッパ史演習, アジア史演習 b		1以上 (地歴)
	人文地理学 及び自然地理学	○環境動態概論, ○人文地理学概論, 環境動態論特殊講義 a	1以上	1以上 (地歴)
	地誌	○地誌学	1以上	1以上 (地歴)
	法律学, 政治 学	憲法 1, 憲法 2, 民法基礎 (契約法), 国際法 1, 国際法 2, ○グローバル・ガバナンス論 1, グローバル・ガバナンス論 2, ○政治過程論 1, 政治過程論 2	1以上	1以上 (公民)
	社会学, 経済 学	現代社会学, ○経済原論 1, 経済原論 2, ○国際経済学 a, 国際経済学 b, マクロ経済学 1, マクロ経済学 2, ミクロ経済学 1, ミクロ経済学 2, 日本経済史 1, 日本経済史 2, 経済学史 a, 経済学史 b, 財政学 a, 財政学 b, 経営学 a, 経営学 b, 社会政策論 1, 社会政策論 2, 金融論 a	1以上	1以上 (公民)
	哲学, 倫理 学, 宗教学	○哲学概論, 哲学特殊講義, 記号論特殊講義, 法哲学 1, 法哲学 2	1以上	1以上 (公民)
英 語	英語学	○英語学概論, 英語学特殊講義 a, 英語学特殊講義 b, 日英対照言語学講義, 英語学演習 a, 英語学演習 b, 実践英語 d	1以上	1以上
	英語文学	○英米文学概論, 英米文学講読	1以上	1以上
	英語 コミュニケーション	○英語コミュニケーション (中級), ○英作文 (中級), 英語コミュニケーション (上級), 英作文 (上級), 実践英語 c	1以上	1以上
	異文化理解	○多文化共生論, 比較文化・文化交流史演習, 英米文化論, 英米文化演習	1以上	1以上

注 1) 取得しようとする免許教科の授業科目に○印の科目を必ず含めて, 20 単位を満たしてください。

2) 上記以外の授業科目は, 教員免許状取得には使用できません。

(表 3 - 2)

授業科目			単位数	免許状に必要な 最低修得単位数	
				中一種	高一種
各教科の指導法	国語	国語科教育法	2	2	2
		国語の教材分析 A	2	2	2
		国語の教材分析 B	2	2	
		国語科実践演習	2	2	
	社会	社会科教育法	2	2	
		社会の教材分析 A	2	2	
		社会の教材分析 B	2	2	
		社会科実践演習	2	2	
	地理歴史	地歴科教育法	2		2
		社会の教材分析 A	2		2
	公民	公民科教育法	2		2
		社会の教材分析 B	2		2
	英語	英語科教育法	2	2	2
		英語の教材分析 A	2	2	2
		英語の教材分析 B	2	2	
		英語科実践演習	2	2	

注) 各教科の指導法について

- ① 取得しようとする教科のものを必ず修得しなければなりません。
- ② 複数の教科の免許を取得する場合は、他教科の教科の指導法を「教科及び教科の指導法」及び「大学が独自に設定する科目」に含めることができません。
- ③ 取得しようとする教科において、高一種免については4単位を超えて修得した単位は、「大学が独自に設定する科目」に含めることができます。

5. 「教育の基礎的理解に関する科目等」の修得について

下記の表に基づき、中一種免は31単位、高一種免は27単位を修得しなければなりません。（表4）

授業科目	単位数	開講年次	免許状に必要な最低修得単位数	
			中一種	高一種
教職論	2	1	2	2
教育原論	2	1	2	2
発達心理学	2	1	2	2
学習心理学	2	1		
教育社会学	2	3	2	2
教育経営学	2	3		
特別支援教育総論	2	1	2	2
教育課程編成論	2	3	2	2
道德教育の理論と実践	2	3	2	
総合的な学習の時間論	2	3	2	2
特別活動論	2	3	2	2
教育方法・技術（情報通信技術を活用した教育の理論及び方法を含む。）	2	2	2	2
生徒指導・進路指導	2	3	2	2
教育相談	2	3	2	2
教育実践実習事前・事後指導	1	2	1	1
教育実践基礎実習	1	2	1	
教育実践実習 B	3	3	3	
教育実践実習 C	2	3		2
教職実践演習（中学校・高等学校）	2	4	2	2

注1)「道德教育の理論と実践」は、中一種免では必修です。高一種免では、「大学が独自に設定する科目」の単位として計算されます。

2) 教育実習について

① 2年次に「教育実践基礎実習」を履修するためには、次の条件を満たさなければなりません。

- ・ 1年次後期終了までに30単位以上を修得していること。
(ただし、教職論、教育原論及び発達心理学のいずれかの履修を含むこと)
- ・ 2年次前期に「教育実践実習事前・事後指導（事前）」を履修していること。
- ・ 2年次前期まで（2年次前期を含む）に「各教科の指導法」に関する科目を履修していること。

② 3年次に「教育実践実習B」を履修するためには、次の条件を満たさなければなりません。

- ・ 2年次後期終了までに60単位以上を修得していること。
- ・ 2年次に「教育実践基礎実習」の単位を修得していること。
- ・ 2年次に「教育臨床体験（介護等体験）」の単位を修得していること。
※文部科学省令により、「介護等の体験を要しない者」と認められる場合は、この限りではありません。
- ・ 2年次後期終了までに「各教科の指導法」に関する教科を2単位以上修得していること。
- ・ 3年次前期に「生徒指導・進路指導」を履修していること。

③ 3年次に「教育実践実習C」を履修するためには、次の条件を満たさなければなりません。

- ・ 2年次後期終了までに60単位以上を修得していること。
- ・ 2年次前期に「教育実践実習事前・事後指導（事前）」を履修していること。

- ・ 2 年次後期終了までに「各教科の指導法」に関する科目を 2 単位以上修得していること。
- ・ 3 年次前期に「生徒指導・進路指導」を履修していること。

④ 教育実習の事前事後指導は、必修です。

⑤ 中一種免の教育実習 4 単位を取得した単位は、高一種免の単位計算の際、教育実習 2 単位と「大学が独自に設定する科目」2 単位に計算されます。

4)「教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」は、重複履修不可です。

5)「教育の基礎的理解に関する科目等」のうち、「自由科目」に含めることができるのは、人間文化コース及びグローバル・スタディーズコースでは12単位、総合法律コース、経済・マネジメントコース、地域公共政策コースでは、6 単位までです。

6. 教職副専攻プログラムへの登録

詳細については、副専攻プログラムの項目（P. 74－76）を参照。

教育職員免許状を取得しようとする学生は、希望する教科の教職副専攻プログラムに登録します。人文社会科学部による山形県教育委員会への教育職員免許状申請は、副専攻プログラム修了者（修了証授与者）を対象として行います。